

1. 「米印原子力平和協力法」の概要

【主旨】

米国の原子力法第 123 条 a.(2)項において、米国が NPT 上の非核兵器国に対し、原子力関連の輸出をするにあたっては、当該相手国が包括的保障措置を受け入れていることを要件の一つとする原子力協力協定を締結することが必要とされている。インドは包括的保障措置を受け入れていない為、同条項の適用をインドに対し、除外する為の立法措置が必要となる。

【大統領による認定】

大統領が以下の各項目を認定した場合、大統領は、包括的保障措置の適用という原子力法上の要件を、インドとの間で締結される原子力協力協定に関し、除外することができる。

【認定の対象】

- インドが、米国及び IAEA に対し、信頼するに足る軍民分離計画を提供し、民生用の施設及び物質を IAEA に申告したこと
- インドと IAEA が、保障措置協定の締結に向け、全ての法的手続きを完了させたこと
- インドと IAEA の間の追加議定書の締結に向けて、大きな進展が得られつつあること
- FMCT の早期妥結に向け、インドが米国とともに積極的努力を行っていること
- インドが、まだ濃縮、再処理プラントを有していない国に対する、濃縮、再処理技術の拡散を防止する米国及び国際社会の取組みを支援していること
- インドが、核物質等の機微な物質や機微な技術を安全に確保する為に必要な手続きをとっていること
- 原子力供給国グループ (NSG) がコンセンサスにより、ガイドライン対象品目のインドへの供給を決定したこと

【その他主要な条項等】

- 大統領が認定にあたって議会に提出すべき情報の一つとして、インドが、イランの核計画の封じ込めなどの米国や国際社会の取組みに十分かつ積極的に参加する為にとった特別な措置の記述、評価が含まれている。(インドは外交政策を縛るものとして反発)
- インドが核爆発を実施した場合の協力の停止
- インドへの濃縮、再処理に関連した装置、物質、技術の輸出、移転は、使用する施設が多国間管理の施設である場合等、一定の要件を満たす場合に厳しく制限

2. 大統領声明について

署名式におけるブッシュ大統領のスピーチの中では全く言及されておらず、日本の新聞でも報じられていないが、ブッシュ大統領は署名の当日、声明を発し、その中で、以下に示す同法の条項は、憲法に違反する可能性があるとして、これらの条項を単に **advisory**¹な条項として扱う意向を示した。

(1) 第 103 条

(内容)

核不拡散に関する米国の政策として以下を遂行すべきことを述べている。

[一般的な政策表明]

- 非核兵器国（NPT に加盟しているか否かにかかわらず）が核兵器を生産する能力を開発することに対して反対すること
- NPT 加盟国に対し、同条第 4 条で認められた原子力平和利用の権利は、NPT の目的である、核不拡散と両立する限りにおいて認められるとの解釈を懲遷し、NPT や保障措置協定に違反している国との協力を自制することを求めること
- NSG ガイドラインに従うこと
- ウラン濃縮、再処理、重水製造に関する設備、技術の移転の制限につき、NSG メンバーと協議すること（移転の制限先としてインドも含む。）など

[南アジア 特にインドに関して]

- インド、パキスタン、中国による、核爆発用核分裂性物質の生産のモラトリアムをできる限り早期に達成すること
- 米国及びインドが加入する、核兵器用の核分裂性物質の生産禁止条約をできる限り、早期に締結し、履行すること
- こうしたモラトリアムや条約が実現しない間は、インドに対し、保障措置対象外の施設において、核分裂性物質の生産を増やさないように求めること
- インドが PSI に加盟するよう努めること
- インドが、イランによる大量破壊兵器の取得を防ぐ、米国の取組みに参加するよう努めること
- 南アジアにおいて、核軍縮、最終的には、核廃絶を促進することなど

(ブッシュ政権の見解)

米国憲法上、外交政策を遂行する権限は大統領にあることを理由に、行政府としては、こうした政策の声明を単に **advisory** なものとみなすとしている。

¹ **Mandatory** ではないことを意味するものと解釈される。

(2) 第 104 条 (d) (2)

(内容)

インドと米国の原子力協力協定が発効したとしても、NSG ガイドライン対象の品目のインドへの移転は、移転の時点におけるガイドラインの内容に整合していなければ、当該移転を行ってはならない旨、規定している。

(ブッシュ政権の見解)

本条項は、立法権を国際機関に委ねるものであるとして、合憲性につき、疑義が生じる可能性を指摘している。

(3) その他の条項

また、議会、国際機関、あるいは一般大衆に対する情報の提供等を規定する、同法の条項について、外交関係、安全保障等の観点からの情報の保護、制御という、大統領に対し、憲法上、認められた権限と合致するよう、解釈するとして述べている。これらの情報の中には、イランの核計画を封じ込めることなどを目的とした、米国や国際社会の取り組みに、インドが十分かつ積極的に参加する為にとった特別な措置の記述、評価（米印原子力協力協定の承認を求める際、議会に提出）、インドが米印原子力協力協定等の条項に従っているか否かの評価（毎年、議会に提出）が含まれる。

同種の声明が、他の法律の署名にあたっても発出されていることに鑑みると、インドに対する配慮を示したのではなく、より一般的な意味で、議会が外交政策に介入することを警戒する、ブッシュ政権の性格から発したものであると考えられる。ただ、今後、インドとの原子力協力を進める上で、ブッシュ政権が、NSG ガイドラインの改正を待たずに、インドとの協力を踏み切るなど、必ずしも「米印原子力平和協力法」の規定にとらわれない可能性を示唆したものとして注目される。

尚、ブッシュ政権の憲法解釈については、例えば、1978年に制定された核不拡散法においても、第 2 条の「政策の表明」という条項の中で、米国の核不拡散政策の原則について規定していることを勘案すると、少なくとも一般的なものではないとの見方ができる。

この声明に対しては、強硬な核不拡散派で知られるマーキー下院議員が、大統領が議会の意思を無視できることを宣言したものとして、非難声明を出した他、特段の反応は伝えられていない。

[参考]

マーキー下院議員の声明

<http://markey.house.gov/index.php?option=content&task=view&id=2477&Itemid=125>

3. 日本の対応について

一方、NSG の意思決定にあたっては、日本の立場が注目される場所であるが、外務省の発表では、12 月 15 日に行われた日印首脳会談に際して、米印原子力協力への支持表明はなされず、日本の立場は検討中であること、インドが国際社会の関心に応える形で IAEA との保障措置協定の交渉等に対応していくことが重要であることを伝えるにとどまったと伝えられていた。しかしながら、その後の共同通信の報道によれば、安倍首相から「前向きに（対応を）検討したい」旨の発言がなされ、将来的に容認する方向を示唆するとともに、外交当局を通じて米国にも同様の見解が伝えられていることが、複数の日米関係筋からの情報として伝えられている。

米印原子力協力が実現し、実際に、米国のメーカーがインドに対し、原子炉等を供給する段階に至った時には、提携関係にある日本のメーカーの協力が必要とされる可能性が高い。その際、日本自身がインドとの間の原子力協力協定の締結に踏み込むべきなのか、今から検討しておく必要がある。

以上